

九、諸運動應援費	三六〇、〇〇〇	一ヶ月三十四の額
十、借入金利息償還	六〇〇、〇〇〇	労働農民黨の借入金未償還約一萬一千四百の利息
十一、雜費	六〇、〇〇〇	
十二、豫備金	二〇〇、〇〇〇	
合計金	五六五〇、〇〇〇	

犠牲者救援運動促進の件 (本部提出)

一、犠牲者救援の事業は、我々に課せられた重大な階級的任務であるのみならず、犠牲者をして後顧の慮あらしむることは決して我々の闘争を活潑ならしむる所以でない。

今や三・一五事件、四・一六事件の被告は獄窓に滿ち、長期の拘留検束に苦しむもの又その跡をたゞない。又日常闘争の活潑なる展開に伴つて益々多くの犠牲者の續出を豫期しなければならぬ。我々は、此等の犠牲者に對する遺物、日用品等の差入、辯護、激勵慰安に努むるは勿論、その獄内の待遇改善、進んでは釋放運動、裁判の公開を要求して戦はねばならぬ。

二、又我々の救援の手は獄裡にあるもののみならず、その家族、及び闘争の結果の闘士の家族の窮乏に對する經濟的援助、共同手傳等にまで差し延ばされねばならぬ。

三、我々は、かゝる闘争を、既に一般運動方針に於て示されたる原則に則り有効に展開するであらう。即ち救援事業の根本たる救援會の確立と大衆化のため努力し、我々の方針を救援會内に確立しなければならぬ。

戦線統一に關する件 (本部提出)

一、資本家地主の同盟に對しては、云ふまでもなく反資本家地主的勢力、即ち無産市民、殊に労働者農民の堅き同盟を以て對抗せられなければならぬ。而してその同盟は大きければ大きい程望ましいこと、組織が分裂し、與へられる方針が異なる事は望ましくないこともいふまでもない。此所に労働者農民の同盟と戦線統一の必要がある。

二、而して政治的従つて經濟的に労働者農民の敵對物は資本家地主の同盟であり、その政治の下に労働者農民は、その屬する陣營の如何に拘らず同じ苦しみを味はひ、同じ不平要求を持つてゐるのである。此所に労働者農民の同盟と戦線統一の可能性がある。

三、然るに現在労働者農民の大衆の組織は大體社會民衆黨によつて代表せられる右翼と、日本大衆黨によつて代表せられる中間派とわが労働者農民によつて代表せられる左翼とに別れてゐる。我々は之れを統一しなければならぬ。

中絶してはならない。労働者農民の組織は、戦線統一の第一段階的目標を組合の戦線統一に置べき事は一般運動方針に於て述べられた通りである。

四、然しながら、「少年戦線」を持つてゐたことや、左翼出版物を讀んでゐたことを理由として除名を斷行し、こり固まつた右翼的指導の確立の爲めには大阪の總同盟の分裂の如き犠牲をも顧みない社會民衆黨系の幹部の完全なる指導の下にある大衆とは、わが統一方針の根本たる共同闘争をすら持つことが不可能のやうに見える。

だが、共同闘争は勿論社民系の大衆とも持つ事が出来る。大衆は共同闘争に乗出す條件の下に疑ひもなく置かれてゐるから。社民のみが大衆的基礎を持つてゐる地方に於ては特に然りである。社民黨と日本大衆との大衆に區別を設ける理由はない。

五、われわれの統一の目標は大衆にあるのだから、従つて大衆なき幹部のみの組織は無視せらるべきである。かゝるものとの共同闘争は大衆的實體のない彼等幹部の名をわれわれの力によつて宣傳してやる事に終るから。

六、わが統一の根本的戦術は共同闘争である。(一般運動方針の戦線統一の項—参照) 共同闘争の展開方法に關しては既に一般運動方針に於て詳述せられてゐるから此所には重複を避ける。

特に注意せらるべきは、労働一派の統一方針の完全なる失敗より攝取せらるべき教訓の活用。非階級的幹部の行動に對する用捨なき批判、及びその方法である。

七、而して戦線統一の第一段階的目標を組合の戦線統一に置べき事は一般運動方針に於て述べられた通りである。

八、最後に、總てこれ等の闘争を成功に導き得る原動力は實にわが陣營の強大化にあることを忘れてはならぬ。即ちわが黨の行ふ總ての闘争が戦線統一の爲めの闘争でもあるのである。

第五十七議會對策の件 (本部提出)

一、我々は、現在我々の議員を議會内に持つて居らぬ。だが我々の方針は常に議會外の大衆的闘争を基調として居るのであるから、所屬議員の存否によつて根本方針に變更のなきこと勿論である。

即ちわが黨は第五十七議會に對し、一般運動方針に示された原則に則り、政府の偽購政策の曝露、反動政策反對、労働者農民の要求貫徹の爲めの強烈なる大衆闘争を組織しなくてはならぬ。

この爲めには他黨との、大衆闘争の爲めの共同委員會が持たれるかもしれない。

二、我々は、現在の情勢に於ては議會内の無産議員團の行動を規律するための各黨間の共同委員會の如き組織を持つ必要を認めない。然し我々の大衆的闘争を以て無産議員團に